

北消防署飲料自動販売機設置業者の募集要領

1 目的

この要領は、新潟市北消防署において、職員が利用する飲料自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置予定業者を公募型見積合わせにより選定するため、必要な手続きを定めるものです。自動販売機設置業者（以下「設置業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要領の事項を承知のうえ、お申込みください。

2 貸付物件

仕様書のとおり

3 設置方法

自動販売機は、地方自治法第238条の4第4項、新潟市公有財産規則に基づき賃借契約（以下「契約」という。）により設置するものです。

4 貸付（設置）場所

新潟市北区葛塚5095番地

新潟市北消防署 2階食堂 1台 1.50㎡

5 貸付期間（予定）※貸付日から5年

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間・更新なし）

6 設置業者の応募資格の要件

次の要件を満たす法人又は個人が応募することができます。

- (1) 申請時において、平成30・31年度入札参加資格者名簿（業務委託）の登録コード9801「自販機設置（缶・ペット・紙パック飲料）」の登録があり、令和2・3年度の名簿登録申請を行っている者。
- (2) 令和2・3年度業務委託入札参加資格審査申請書の受付票の写しを提出すること。（受付印のあるもの）

7 公募型見積合せの応募手続き

(1) 応募方法及び提出書類

応募希望の方は、貸付料（貸付単価）見積書を封筒に入れ、個人の場合は住所と氏名、法人の場合は所在地と名称を記載し、見積書提出場所に直接ご提出ください。※郵送、ファクシミリ、電子メールによる受付は行いません。

(2) 見積書提出期限

令和2年3月4日（水曜日）から令和2年3月18日（水曜日）までの平日
午前8時30分から午後5時00分までの間（ただし、土・日を除く）

(3) 見積書提出場所

新潟市中央区鐘木257番地1

新潟市消防局 総務課施設係

電話：025-288-3221

(4) 見積書提出にあたっての留意事項

ア 見積金額は、貸付単価（商品の販売に係る消費税及び地方消費税を含む売上額
100円に対する貸付料）を記載してください。

貸付単価に1円未満の端数があるときは、小数点以下第2位まで記入してくだ
さい。

イ 見積金額は、文字や金額が不明瞭で判読できない場合、金額を訂正したもの、
記名・押印のないものについては無効とします。

ウ 見積書の返却は行いません。

(5) 個人情報

提出書類に記載された個人情報は、自動販売機設置予定者の決定および貸付
事務のみに使用し、その他の目的には使用しません。ただし、新潟市暴力団排
除条例に基づき、警察当局に照会をする場合があります。

8 見積合わせの注意事項

(1) 業務履行に疑義がある場合、費用、履行体制について調査することがあります。

(2) 見積書提出後に辞退する場合は、書面で届出するものとします。

(3) 見積金額は、文字や金額が不明瞭で判読できない場合、金額を訂正したもの、
記名・押印のないものについては無効とします。

9 設置業者の設定

(1) 見積合せ日時

令和2年3月19日（木曜日） 午後3時

なお、見積参加者の立会いを求めないものとします。

(2) 見積合せを行い、最高金額をもって有効な見積を行った応募者を設置予定業者と
して選定します。設置予定業者は公有財産貸付申請を行い、本市と賃貸借契約を
締結し正式な設置業者となります。

(3) 設置予定業者を決定したときは、直ちにその旨を設置予定者に通知するととも
に速やかに公表します。

(4) 落札となるべき同価の見積をした者が2人以上あるときは、指定した日に当該
見積者にくじを引かせて設置予定業者を決定します。

10 設置業者が設置を辞退した場合

設置業者が自動販売機の設置を辞退し、新たな設置業者を決める公募手続きを行なう時間がなく緊急を要するときは、当該設置業者の次に高い金額をもって有効な見積を行った応募者を設置予定業者とし、新たな設置業者を決めることができます。